

川崎市港湾局土木工事等の情報共有システム利用モデル工事特記仕様書

- 1 本工事は、建設事業における受発注者の生産性向上、工事目的物の品質確保を目的として実施する「川崎市港湾局土木工事等の情報共有システム利用モデル工事」の対象工事である。
- 2 情報共有システムの利用にあたっては、『川崎市港湾局土木工事等の情報共有システム試行実施ガイドライン』に基づき行うものとする。
- 3 『川崎市港湾局土木工事等の情報共有システム試行実施ガイドライン』に記載のない事項については、受注者及び発注者間の協議によるものとする。
- 4 受注者は、情報共有システムの利用の有無にかかわらず、工事完了後アンケート調査に協力するものとし、工事完成届提出後14日以内に監督員に提出する。